

韓国

本章で取り上げる食育施策と各施策の目的・テーマ



		食生活教育 支援法	学校給食法	農村教育農場 プログラム	酪農体験観光 事業	都市農業 プログラム	学校菜園 プログラム	農業ボード ゲーム Palm Farm	農農マーケッ トプログラム	美味しい農家 レストラン 支援事業
施策の 目的・ テーマ	健康・栄養バランス	○	○				○			
	食品衛生・安全	○	○							
	生産現場・流通の理 解向上	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	食料自給率向上 (地産地消、国産国 消を含む)	○		○	○					○
	環境への配慮	○				○				
	有機農産物・食品		○							
	食文化の保護・継承	○	○							○
	味覚									
	調理技術									
	生産現場体験			○	○	○	○			○
	イベント開催									
	その他									
デジタル 食育に関連 する取組	オンライン中継									
	動画									
	アプリ									
	ゲーム									
	その他									



1. 韓国における食育に対する考え方

1.1. 食育推進の背景

- 韓国では2009年に「食生活教育支援法（식생활교육지원법）」が制定された。食生活教育支援法では5年ごとに「食生活教育基本計画」を策定することとなっている（詳細は「食生活教育支援法」の項目を参照）。
- 2010年に策定された第1次食生活教育基本計画では、食育を推進する背景として、以下の項目を挙げている。
 - 気候変動による環境上の危機やグリーン成長に向けた政策の転換が求められていること
 - 食の西洋化や生活習慣病の増加等の不適切な食習慣による悪影響や、食品廃棄物の大量発生等
 - 他の先進国では、国レベルでの食生活に関する取組が展開されていること
- 他の先進国での取組の例として、我が国の食育基本法と健康日本21、及びフランスでの子どもの味覚改善等の取組が挙げられており¹、食生活教育支援法を契機に国レベルでの食生活教育を体系的に推進し、正しい食文化を定着させる必要があるとしている。
- 基本的にこれらの課題は現在でも解消されておらず、2020年策定の第3次食生活教育基本計画では韓国の社会環境や食生活の現状として以下の指摘がなされている²。
 - 単身世帯と共働き世帯が増加し、出生率は低下し、平均余命が延びたことで高齢者人口の割合が増加
 - 地元の農産物の供給と消費のシステム構築のための支援が拡大。また、世帯タイプの変化により流通経路や消費者の購買行動が多様化・拡大。農産物や食品のEC取引や食品の輸入が増加
 - 生活の多忙さにより、特に若者の間で朝食欠食率が増加し、インスタント食品の利用が拡大
 - 世帯の外食費が増加傾向。便利さを求める消費文化の広がりにより、インスタント食品や調理済み食品の生産が増加傾向
 - 栄養摂取のバランスが悪く、肥満や糖尿病の有病率が上昇するなど、健康関連指標が悪化。野菜や果物の摂取量は減少し、栄養が不足している人の割合は上昇。所得の上昇によって食の西洋化が進みカロリー摂取量が増加。成人の肥満や糖尿病の有病率が増加



1.2. 各基本計画の概要

- 食生活教育支援法に基づき2010年に第1次基本計画が策定された。2020年から2024年を対象にした第3次基本計画が最新版である。各基本計画の概要は以下のとおりである。

食生活教育基本計画の概要

第1次基本計画 (2010年～2014年)	■ ビジョン：人々の健康、環境にやさしい食文化 ■ 目標 ● 食育推進体制を構築する ● 食育コンテンツを開発し普及させる ● 環境にやさしい食経験の基礎を確立する ■ 推進体制：国の食育委員会の設立
第2次基本計画 (2015年～2019年)	■ ビジョン：適切な食習慣と健康な食文化を通じた人々の生活の質の向上 ■ 目標 ● 教育及び体験の機会の拡大と適切な食品へのアクセスの向上 ● 関係省庁と官民の協力体制の強化 ● 地方レベルでの食育の活性化を通じた国レベルでの拡大 ■ 推進体制：国の食育委員会及び食育評価委員会の下での作業部会の設立
第3次基本計画 (2020年～2024年)	■ ビジョン：人々が共に暮らす社会の幸福を実現するための持続可能な食生活の普及 ■ 目標 ● 人間中心の教育を拡大する ● 農業及び環境の公共的価値を普及するための教育の拡充 ● 持続可能な食習慣の拡大による農産食品消費基盤の拡大 ■ 推進体制：全国食育委員会の改組による省庁間連携と評価システムの確立。地方公共団体レベルでの食育推進基盤の強化・拡充

(出所) 「食育方針は？ (식생활교육 정책은?)」 <https://www.foodlife-edu.or.kr/contents.do?menuPos=20&lang=kor>。



1.3. 食生活指針

- 韓国の食生活指針は1991年に初めて策定された。2016年に健康保健部は農業食料農村部等の関係省庁との協力を基に韓国総合食生活指針（General Dietary Guidelines for Koreans）を発行し、その中で望ましい食生活として9つの原則を提示している⁴。健康への配慮に関連する原則が中心であるが、地元産の生産物を使った食事や家族との共食も原則に含まれている。

① コメ及びその他穀物、野菜、果物、牛乳及び乳製品、肉、魚、卵、豆類を含む様々な食品を食べる

② 朝食を欠かさない

③ 過食又は食べ過ぎを避け、体を動かす活動を増やす

④ 塩、砂糖、脂肪が少ない食品を選ぶ

⑤ 水を飲み、砂糖がたくさん入った飲み物を避ける

⑥ アルコール飲料を避ける

⑦ 安全な食事を準備し、前もって計画する

⑧ 地元産の生産物を使って食事を楽しむ

⑨ 家族と食べる機会を多く持つ

- 韓国栄養学会が5つの食品群の推奨される割合及び定期的な運動の重要性を示す資料として「食事バランスの輪（Food Balance Wheels）」を作成している⁵。

Food Balance Wheels



（出所）FAO, “Food-based dietary guidelines – Republic of Korea,”
<https://www.fao.org/nutrition/education/food-dietary-guidelines/regions/countries/republic-of-korea/en/>.



1.4. 農林水産業の現場理解に関する食育

- 農業体験活動は韓国でも実施されている。また、食生活教育支援法でも食育の方向として、人々の食生活が自然の恵みと食生活に関わる全ての人の努力によって成り立っていることへの認識と感謝を持つことや、農家や漁業者も全国的な食育運動における重要な関係者であること、生産者と消費者の相互交流の促進等が規定されているところである。また、食生活教育基本計画でも農村教育農場など食育の体験ができる場の拡大が目標に掲げられている。
- 本報告書にて後述するとおり、農村教育農場プログラムや酪農体験観光事業など、生産現場に対する消費者の認識向上や自国産品への信頼や理解促進等の目的のため農場での体験活動を提供・支援する施策が実施されている。

2. 食育の関係する組織・機関とその役割

- 食育に関係する政府の省庁や公的機関、主な民間組織は以下のとおりである。

組織・機関名	役割
農林畜産食品部	■ 農林行政を所管。 ■ 韓国の食育に関する法律「食生活教育支援法」及び同法に基づく「食生活教育基本計画」を所管。 ■ 農村教育農場等、傘下の農村振興庁の下で食育に関連する施策を実施。
教育部	■ 教育行政を所管。 ■ 学校給食法を所管。韓国では学校給食に有機農産物を含む環境に優しい食材の導入が進む。
市郡農業技術センター	■ 研究開発事業・農村指導・協力事業・教育訓練事業、農業教育と技術普及を行なっている組織。 ■ ソウルなどの都市部では持続可能な都市及び都市文化づくりのための活動も担う。
韓国農村教育農場協会	■ 農村教育農場の品質認証の所管団体。
酪農振興会	■ 農体験牧場を実施。農林水産食品部が2004年から実施開始した酪農体験観光事業である。酪農体験牧場を食生活教育支援法による「優秀農漁村食生活体験空間」に育成し、国民に対する畜産物教育・広報現場として活用される。そこから得られる現場教育と広報の効果によって政府畜産政策に対する国民の信頼構築が背景にあり、酪農産業の重要性和社会的意味を知らせることに意義を置いている。
国立農業科学院	■ 農業ボードゲームPalm Farmを作成。



3. 食育の関係する法令・施策

- 食生活教育支援法 (식생활교육지원법)
- 学校給食法 (학교급식법)
- 子ども食生活安全管理特別法 (어린이 식생활안전관리 특별법)
- 国民健康増進法 (국민건강증진법)
- 酪農振興法 (낙농진흥법)

4. 教育指導要領や学校のカリキュラムにおける食育の位置づけ

- 教育指導要領における食育に関わる学校、国・地方自治団体の役割は、食生活教育支援法の第26条（学校での食生活教育）によって位置付けられている。
 - ・ 学校は正しい食生活推進のための食生活教育を毎年2回以上定期的に実施しなければならない。1. 「子ども食生活安全管理特別法」第2条第2号による児童嗜好食品をはじめとする子どもと青少年が頻繁に摂取する食品・食品添加物の栄養成分及び有害成分、2. 食品及び農水産物の生産・製造及び加工等の過程に使用される各種化学添加物、3. その他、正しい食生活推進のために農林畜産食品部長官が必要と認める事項を含む教育でなければならない。
 - ・ 国家と地方自治団体は、学校での食生活教育活性化のために教育教材開発、果物・野菜などの軽食、施設・装備などの支援と学校で食生活教育に参加する教育関係者、農漁業者、食品関連従事者などの食生活教育研修活動を支援する任務がある。

5. 学校給食制度の概要と食育の位置づけ

5.1. 学校給食法と給食の提供状況

- 学校給食法は、学校給食等に関する事項を規定することにより学校給食の質を向上させ、学生の健全な心身の発達と食生活改善に寄与することを目的とする学校給食制度の根拠法である。給食を通じて、成長期の生徒たちに必要な栄養をバランスよく供給し、心身の健全な発達を図り、偏食矯正など正しい食習慣を形成することが目指されている。韓国では現在（2003年から開始）小・中・高等学校において給食が全面的に実施されている（詳細は「学校給食法」の項を参照）。



5.2. 給食における親環境農産物の利用状況

- 韓国では環境に配慮して生産された農産物は「親環境農産物」と呼ばれる。親環境農産物には以下のとおり。有機農畜産物と農薬や抗生物質を使わない農畜産物が含まれる。

認証表示	種類	標準
	有機農産物	■ 有機合成農薬と化学肥料を一切使用せずに栽培され、多年生の作物は3年、それ以外の作物は播種前2年という転換期間を経た農産物。
	有機畜産物	■ 有機畜産物の栽培・生産基準にあわせて生産された有機飼料を給餌し、認証基準に従って生産された畜産物
	無農薬農産物	■ 有機化合物合成農薬を一切使用せず、化学肥料の施肥量を推奨されている量の1/3以内に抑えた農産物
	抗生物質不使用畜産物	■ 抗生剤、合成抗菌剤、ホルモン剤が添加されていない飼料を給餌し、認証基準を遵守して生産された畜産物

(出所) 次の資料をもとにMURC作成。「韓国における有機農産物と学校給食の実態」『AGRI FACT』2021年7月20日、<https://agrifact.jp/organic-agricultural-products-and-school-lunches-in-korea/>; 世宗特別自治市ウェブサイト、https://www.sejong.go.kr/kor/sub04_030501.do。

- 韓国農水産食品流通公社・地域農業ネットワーク協同組合が発行している「親環境農産物学校給食現況調査研究用役最終報告書」（2020年11月発行版）によると、2018年には親環境農産物の39%が学校給食で利用されており、学校給食が親環境農産物の最大の需要者となっている。また、学校給食で利用される農産物の57.7%を親環境農産物が占めた⁶。
- 韓国の学校給食予算の62.5%は教育省が負担し、23.6%を自治体が、11.6%を保護者が、残りを基金等が負担している。自治体は親環境農産物等の優秀食材支援事業を実施しており、学校給食での親環境農産物利用の促進に関連する予算規模は全国の自治体合計で3,018億ウォン（2019年）となっている。支援内容は自治体によって異なるが、例えばソウル市では小中学校及び高校の一部の学年を対象に環境にやさしい無償給食を提供し、プサン市では小学校を対象に親環境のコメの購入に要する差額を負担する支援を提供するなど、自治体は親環境農産物を学校給食で提供するための無償化や差額負担、食材購入費支援を実施している⁷。



【本項に関する出所】

1. 「食が世界を変える－食生活教育基本計画－（“음식이 세상을 바꾼다”- 식생활 교육 기본계획 -）」2010年4月、1頁、<https://www.foodlife-edu.or.kr/images/user/common/one.pdf>。
2. 「第3次食生活教育基本計画（2020年～2024年）（제3차 식생활교육 기본계획（2020～2024））」2020年1月、9-12頁。
3. 同上、4頁。
4. Ministry of Health and Welfare, Ministry of Agriculture, Food and Rural Affairs, and Ministry of Food and Drug Safety, General Dietary Guidelines for Koreans, 2016, <https://onav.fr/wp-content/uploads/2021/01/General-Dietary-Guidelines-for-Koreans.pdf>。
5. FAO, “Food-based dietary guidelines – Republic of Korea,” <https://www.fao.org/nutrition/education/food-dietary-guidelines/regions/countries/republic-of-korea/en/>。
6. 韓国農水産食品流通公社・地域農業ネットワーク協同組合『親環境農産物学校給食現況調査研究用役最終報告書』（2020年11月発行版）1頁。
7. 同上、8頁、12-16頁。



施策・取組名	食生活教育支援法 (식생활교육지원법)			
実施主体・機関	農林畜産食品部			
対象者	—			
施策の目的・タイプ	健康・栄養バランス	○	味覚	
	食品衛生・安全	○	調理技術	
	生産現場・流通の理解向上	○	生産現場体験	
	食料自給率向上（地産地消、 国産国消を含む）	○	イベント開催	
	環境への配慮	○	その他	
	有機農産物・食品			
	食文化の保護・継承	○		
デジタルの取組のタイプ	オンライン中継		ゲーム	
	動画		その他	
	アプリ			

食生活教育支援法

概要



- 「国民の食生活の啓発に必要な事項を定めることにより、国民の食生活の向上、伝統的食文化の継承及び発展、農業、漁業及び食品産業の発展並びに国民の生活の質の向上に寄与すること」を目的とし、2009年に制定された法律。
- 各期間における食育推進に関する目標や取組は5年ごとに策定される「食生活教育基本計画」によって定められる。

食に関する課題認識



- 気候変動・環境上の危機
- グリーン成長に向けた政策転換



- 食の西洋化
- 不適切な食習慣による悪影響（生活習慣病の増加等）



- 食品廃棄物の大量発生



- 他の先進国で国レベルでの食生活に関する取組強化

取組の方向

- 国レベルでの食育を体系的に促進することが必要
- 多様な食育を通じて健全な食文化を構築することが必要
- 伝統的な食文化の継承や地場農水産物の利用促進

法律の構成

- 第1章：総則
- 第2章：食育の基本的な方向性
- 第3章：食育基本計画
- 第4章：食育基盤の確立
- 第5章：附則

食生活教育基本計画

- 食育に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための計画
- 5年ごとに策定
- 第3次基本計画が最新（2020年～2024年が対象）
- 第3次基本計画における目標
 - 脆弱な人々と将来世代を考慮した人間中心の教育の拡充
 - 農業及び環境の公共的価値を普及するための教育の拡充
 - 持続可能な食習慣の拡大による農産食品消費基盤の拡大



概要・実施状況

1. 法律制定の背景・目的

- 「食生活教育支援法（식생활교육지원법）¹」は2009年に制定された。
- 同法第1条は「国民の食生活の啓発に必要な事項を定めることにより、国民の食生活の向上、伝統的食文化の継承及び発展、農業、漁業及び食品産業の発展並びに国民の生活の質の向上に寄与すること」を目的に掲げている。
- 食生活教育支援法制定時には、気候変動による環境上の危機やグリーン成長に向けた政策の転換が求められていること、食の西洋化や生活習慣病の増加等の不適切な食習慣による悪影響や食品廃棄物の大量発生等の課題、他の先進国で国レベルでの食生活に関する取組みが展開されていることが課題や外部環境として認識されていた（前述の「食育推進施策の全体像 1. 韓国における食育に対する考え方」をあわせて参照）。
- そのため、食生活教育支援法の制定・実施によって国レベルでの食育を体系的に促進することが必要であり、多様な食育を通じて健全な食文化を構築する必要があるとの問題が認識されている²。
- 伝統的な食文化の継承や地場農水産物の利用促進という目的も本法に含まれている。

2. 法律の概要

- 法律は全5章、29条で構成されている（※制定後の数度の改正があり、2021年8月17日改正時。以下、概要の説明は同改正時のものを参照している）。
 - 第1章：総則
 - 第2章：食育の基本的な方向性
 - 第3章：食生活教育基本計画
 - 第4章：食育基盤の確立
 - 第5章：附則



概要・実施状況

- 食育の方向性は第6条から第13条に規定されている。
 - 第6条は、政策策定や実施の基本理念に関するもので、国及び地方公共団体が食育政策を策定・実施する際は、家族の役割や社会構造、及び食品消費環境の変化を考慮しなければならないとしている。
 - 第7条は、健康的な食生活の確立に関するもので、国民の健康的な食生活の増進を図るため、農水産物又はその加工品の原産国表示等、食品の選択に関する適切な判断を養い、適切な食生活を実践できるよう食育を推進すべきことが規定されている（なお、2009年の法制定当時は、「農水産物又はその加工品の原産国表示等」という文言は含まれておらず、2021年8月17日改正時に追加された）。
 - 第8条は、食に関する感謝の念と理解の促進に関するもので、人々の食生活が自然の恵みと食生活に関わる全ての人の努力によって成り立っていることを認識し感謝することができるように推進されなければならないと規定されている。
 - 第9条は、食育運動の全国展開に関するもので、教育関係者、農家・漁業者、食品関係者、食生活関係団体及び消費者団体の自発的な参加と連帯をもって全国的に展開すべきとされている。
 - 第10条は、子どもの食育に関するもので、子どもが適切な食生活を送れるよう、父母、保護者、教育関係者、農家・漁業者及び食品関係者の積極的な参加を得て、食育を継続すべきとされている。2021年8月17日の改正時に、「子どもの食育の推進に際して、地場及び国内で生産された農産物やその加工品に関する内容を含めるよう努める必要がある」との文言が追加されている。
 - 第11条は、食体験活動の推進に関するもので、環境と調和した食品の生産から消費まで、多様な食体験活動を通じて国民自ら適切な食生活を実践できるように推進すべきと規定されている。
 - 第12条は、伝統的な食文化の継承と地場農水産物の活用に関するもので、韓国の優れた食生活の普及を通じて伝統的な食文化を継承・発展させ、グローバル化し、生産者と消費者の相互交流を促進することにより、農村経済の活性化、持続可能な食生活、地場農水産物の消費促進に寄与する食育を推進すると規定している。2009年の法制定当時は、グローバル化や持続可能な食生活の促進は挙げられておらず、2021年8月17日の法改正によりこれらの文言が新たに追加された。
 - 第13条は、環境にやさしい食生活の実践に関するもので、食の生産から消費までの過程において、エネルギーや資源の使用量を削減し、温室効果ガスや汚染物質の排出を最小限にとどめることができる環境に配慮した食生活を推進するための食育を推進すべきと規定されている。



概要・実施状況

3. 食生活教育基本計画の策定

- 食生活教育支援法の第14条は、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために農林畜産食品部長官が関係機関と協議のうえで5年ごとに食生活教育基本計画を策定しなければならないと規定している。基本計画には以下のことを含めるよう定められている。

- ① 食育の目標と推進の方向性
- ② 家庭、学校、地域等での食育に関する事項
- ③ 農漁業活性化等のための農漁業者と消費者間の交流促進に関する事項
- ④ 伝統的な食文化の継承・発展に関する事項
- ⑤ 食育に伴う財源調達計画に関する事項
- ⑥ 食体験活動の活性化に関する事項
- ⑦ その他食育に関して必要な事項として大統領令で定める事項

- 2010年に第1次基本計画が策定され、2020年から2024年を対象にした第3次基本計画が最新版である（第3次基本計画の概要は後述）。
- 国レベルでの基本計画に合わせて、5年ごとの地方公共団体レベルでの食育計画の策定も義務付けられている（食生活教育支援法第16条）。

4. 食育基盤の確立

- 食生活教育支援法第21条は、健康的な食習慣の普及のため農林畜産食品部長官が人々の食習慣や食品の生産や流通、消費に関する調査を実施しなければならないことを定めている。



概要・実施状況

5. 第3次食生活教育基本計画の概要

5.1. 第3次食生活教育基本計画制定時の課題認識

- 第3次食生活基本計画は2020年から2024年を対象にしたもので、2020年1月に策定された。
- 特に若者の間での朝食欠食率の増加、インスタント食品の利用増、外食利用の拡大、健康指標の悪化といった問題が第3次基本計画では指摘されている。
- 第3次基本計画では、既存の取組で達成が不十分だった点や課題として以下のことが指摘されている³。
 - 全世代のライフサイクルに合わせた教育を提供することを目標に掲げていたが、教育へのアクセスや有効性を考慮したところ実際には幼児や子ども向けのものが中心であった。
 - － 低所得者や高齢者、外国人世帯など社会的な脆弱層に対しては体系的で標準化された食体験プログラムの開発と普及に限界がある。
 - 教育の体験が1回限りであることが多く、地域での教育体験の場所でのフォローアップ管理が欠如しており、専門人材の訓練も限られている。
 - － 幼稚園や学校で食育が行われているが、教育体験の数が食生活の変化を引き起こすには不十分である。
 - － 教育体験の場は各地域で設計されているが、継続的なフォローアップ管理が不十分であり、教育体験プログラムの質の問題が発生している。
 - － 食育の需要は増大しているが、食生活の指導員の品質認証システムといった体系的な専門訓練管理システムがない。
 - 定期的なモニタリングと実績及び評価フィードバック方針について評価による政策改善を達成するための体系が欠如している。
 - － 省庁や自治体による食育プログラムの成果を体系的に評価しフィードバックできず、政策効果を測ることに限界がある。



概要・実施状況	5.1. 第3次食生活教育基本計画の基本方針制定時の課題認識 ■ 第3次食生活教育基本計画では、持続可能な食生活の普及と人々の健康と社会環境の持続可能性を実現する政策の確立によって農業環境が持つ価値への人々の理解向上が示されている⁴。 ■ 第3次基本計画で掲げられている目標は以下の3つである⁵。 ● 脆弱な人々と将来世代を考慮した人間中心の教育の拡充 ● 農業及び環境の公共的価値を普及するための教育の拡充 ● 持続可能な食習慣の拡大による農産食品消費基盤の拡大 ■ これらの目標を達成するための推進体制として、地域レベルでの食育基盤の強化と拡充、省庁間の連携拡充及び事業評価システムの確立、教育効果を測定する調査の強化が挙げられている⁶。 ■ 2024年に向けた各目標及び推進体制強化の達成目標値が設定されている（次頁参照）。
定量的・定性的効果 効果の測定・検証手法	■ 食生活教育基本計画には目標ごとに達成目標値が設定されている。 ■ 最新の食生活教育基本計画には前基本計画の達成状況が整理されている。

【本項に関する出所】

1. 食生活教育支援法（식생활교육지원법）、<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsId=011008&ancYnChk=0#000>。
2. 「食が世界を変える－食生活教育基本計画－（“음식이 세상을 바꾼다”- 식생활 교육 기본계획 -）」2010年4月、1頁、<https://www.foodlife-edu.or.kr/images/user/common/one.pdf>。
3. 「第3次食生活教育基本計画（2020年～2024年）（제3차 식생활교육 기본계획（2020～2024））」2020年1月、4頁。
4. 同上、14頁。
5. 同上、15頁。
6. 同上、15頁。



第3次食生活教育基本計画の目標値

目標	項目	現在（2019年）	目標（2024年）
人間中心の教育を拡大する	高齢者食生活健康改善教室	1,377回	2,000回
	幼稚園での食育	200か所	250か所
	小中高での食育	1,000校で実施	1,500校で実施
	小学校での果物スナック支給	24万人	段階的拡大
	健康なケア遊び場の運営	1万人	10万人
	コメ中心の食習慣学校の運営	196校で実施	200校で実施
	軍人のための現場での食育	10回	30回
	1,000ウォンの大学生向けの朝食支援	369,000人	400,000人
農業及び環境の公共的価値を普及するための教育の拡充	食育体験場の指定数の拡大 - 優秀農村食生活体験空間 - 農村教育農場	264か所 975か所	300か所 1,200か所
	体験場優秀事例コンテストの開催	-	毎年開催
	食農体験学習の専門農場の拡大 - 食農体験プログラムの運営 - 農産業進路体験センターの設立	43か所 6か所	100か所 50か所



目標	項目	現在（2019年）	目標（2024年）
農業及び環境の公共的価値を普及するための教育の拡充（続き）	学校菜園の設置	10校	70校
	国有遊休地内での都市菜園の設立	12か所	60か所
	農業環境保全プログラムの運用	25か所	40か所
地域資源を活用した食育	地方複合文化センター連携食育	50回（2020年）	100回
	地方の農産物まつり連携食育	17回（2020年）	34回
	地方のグルメ総合計画（フード計画の樹立）	46件	100件 （2022年まで）
	ローカルフード直売所の拡充	440か所	1,210か所 （2022年まで）
	基礎自治体における食生活教育基本計画の策定	－	50件
	基礎自治体食生活教育条例の制定	73件	100件
	伝統的な郷土料理連携食品観光プログラムの運営	7件	15件
	韓国料理教育体験プログラムの運営	29件	39件
	伝統的食文化教育課程の運営	1,695人	13,600人
	キムチや醬の研究開発の計画立案	5件	10件



目標	項目	現在（2019年）	目標（2024年）
持続可能な食生活のための基盤強化	オンライン総合情報プラットフォーム構築・運営（2020年～） - 持続可能な食生活教育資料の登録 - オンラインプラットフォームの訪問者数	1,000件 －	2,000件 50,000人
	省庁を横断した食育コンテンツの開発	－	全学年
	栄養教員を対象とした栄養能力の構築	1,500人	2,000人
	教師予備軍を対象とした持続可能な食育	7校で開催	20校で開催
	食育月間（6月）の国民運動	－	毎年
	国民共通食生活指針の改正	－	2021年

（出所）「第3次食生活教育基本計画（2020年～2024年）」16、22、27、33頁。

学校給食法



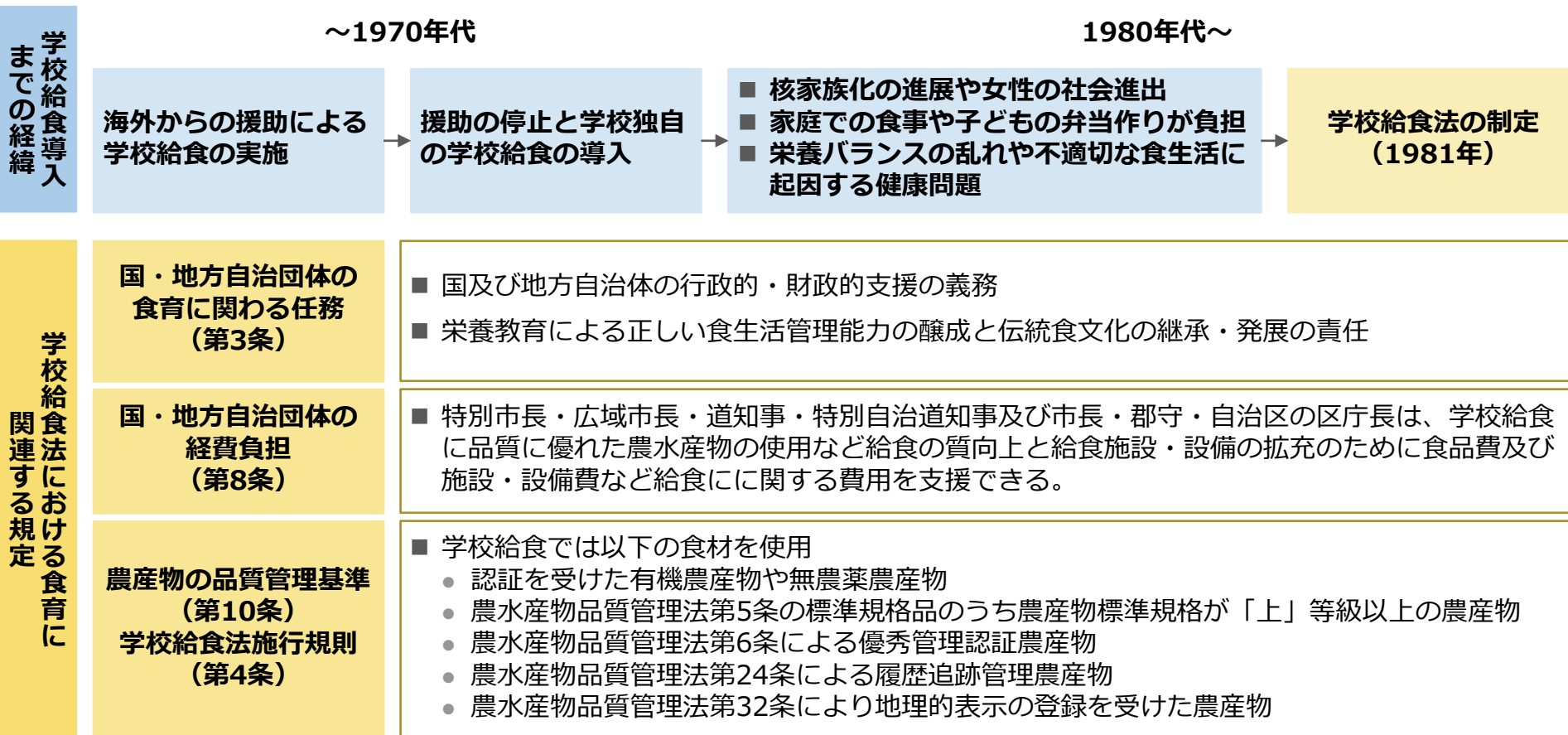
施策・取組名	学校給食法（학교급식법）			
実施主体・機関	教育部			
対象者	全ての学校給食対象学校			
施策の目的・タイプ	健康・栄養バランス	○	味覚	
	食品衛生・安全	○	調理技術	
	生産現場・流通の理解向上	○	生産現場体験	
	食料自給率向上 （地産地消、国産国消を含む）		イベント開催	
	環境への配慮		その他	
	有機農産物・食品	○		
	食文化の保護・継承	○		
デジタルの取組のタイプ	オンライン中継		ゲーム	
	動画		その他	
	アプリ			

学校給食法

概要



- 1981年制定。学校給食法第1条は「学校給食の質を向上させ、学生の健全な心身の発達と国民食生活改善に寄与することを目的とする」と定める。
- 同法第13条は「学校の長は正しい食生活習慣の形成、食料生産及び消費に関する理解増進及び伝統食文化の継承・発展のために生徒に食生活関連教育及び指導を行い、保護者には関連情報を提供する」と定めており、学校給食における食育の役割についても規定されている。





概要・実施状況

1. 施策の背景・目的¹

- 韓国では1970年代初頭まで国連児童基金（ユニセフ）や米国国際開発庁（USAID）等の援助によって学校給食が提供されてきたが、1973年に援助が終了してからは、一部の学校で独自に学校給食が実施されてきた。
- 1980年代から韓国における核家族化の進展や女性の社会進出により、家庭での食事や子どもの弁当作りが負担になってきたことや栄養バランスの乱れや不適切な食生活に起因する健康問題が顕在化してきた。
- こうした社会的変化を受けて、1981年に「学校給食法」と「学校給食施行令」が制定された。1993年から初等学校給食が拡大し、1998年からは全国すべての初等学校で給食を実施することになった。中学校給食は1999年当時30.3%の学校のみ実施したが、2000年代以後、給食を実施する学校の校数が年々に大きく増加してきた。一方、1998年度から政策的に推進してきた高等学校給食も2002年まで増加傾向を示した。2003年からは小・中・高等学校給食が全面实施された。
- 現在韓国の学校給食の類型は、島嶼僻地型給食、農漁村型給食、都市型給食に分類され、学校給食の対象には義務教育対象学校、特殊学校、勤労青少年のための特別校、工業学校、中・高校と給食校併設幼稚園が含まれる。
- 学校給食法第1条では「学校給食法は、学校給食等に関する事項を規定することにより学校給食の質を向上させ、学生の健全な心身の発達と国民食生活改善に寄与することを目的とする」と明記しており、給食によって成長期の生徒たちに必要な栄養をバランスよく供給して心身の健全な発達を図り、偏食矯正など正しい食習慣を形成することを目的としている。

2. 施策の対象

- 学校給食法第4条（学校給食対象）によると学校給食は、大統領令で定めるところにより、次のいずれかに該当する学校又は学級に在学する学生を対象として提供される。



概要・実施状況

1. 「幼児教育法」 第2条第2号による幼稚園（大統領令で定める規模以下の幼稚園は除く）
2. 「小・中等教育法」 第2条第1号から第4号までのいずれかに該当する学校（小学校、中学校・高等公民学校、高校・高等技術学校、特殊学校。各種学校）
3. 「小・中等教育法」 第52条の規定による勤労青少年のための特別学級及び産業体付設中・高等学校
4. 「小・中等教育法」 第60条の3による代替学校
5. その他教育監が必要だと認める学校

3. 施策の概要・取り組み状況³

- 学校給食は、実施校の給食施設または共同給食施設の調理室で調理されなければならない。ただしやむを得ない場合と牛乳や青果類など学校給食施設の調理室で調理するのに不適切な食品は特別市・広域市・道・特別自治道における教育委員会の事務を総括する別定職の公務員である教育監（特別市・広域市・道・特別自治道において教育委員会の事務を総括する別定職の公務員のこと）、又は教育場及び学校の長が学校運営委員会の審議を経てこれを完成品として提供することが可能。
- 栄養及び管理基準は大統領令で定めることになっている。学校給食のための施設・設備を備えた学校給食施設と学校給食供給業者は大統領令で定める一定の資格を持つ学校給食専門担当職員が必須である。

4. 食育に関わる条文

■ 食生活指導

- 学校給食法第13条（2021年12月改正）では「学校の長は正しい食生活習慣の形成、食料生産及び消費に関する理解増進及び伝統食文化の継承・発展のために生徒に食生活関連教育及び指導を行い、保護者には関連情報を提供する」と定めている。



概要・実施状況

■ 国・地方自治団体の食育に関わる任務

- 学校給食法第3条 1 項では「国と地方自治体は良質の学校給食が安全に提供されるよう行政的・財政的に支援しなければならない、栄養教育を通じた生徒の正しい食生活管理能力の醸成と伝統食文化の継承・発展のために必要な施策を講じなければならない」として、国・地方自治体の行政的・財政的支援の義務を定めるとともに、栄養教育による正しい食生活管理能力の醸成と伝統食文化の継承・発展の責任を明確にしている。なお、毎年の学校給食計画の樹立・実施の責任は特別市・広域市・道・特別自治道の教育監にあると第3条 2 項で定めてある。

■ 国・地方自治団体の経費負担の可能性

- **学校給食法第8条（経費負担等）**においては、「①学校給食の実施に必要な給食施設・設備費は、当該学校の設立・経営者が負担するが、国又は地方自治団体が支援することができる。②給食運営費は当該学校の設立・経営者が負担することを原則とするが、大統領令で定めるところにより保護者（親権者、後見人その他法律により学生を扶養する義務がある者）がその経費の一部（従事者の人件費、燃料費、消耗品費などの経費）を負担できる。③学校給食のための食材費は、保護者が負担することを原則とする。④特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事及び市長・郡守・自治区の区庁長は、学校給食に品質に優れた農水産物の使用など給食の質向上と給食施設・設備の拡充のために食品費及び施設・設備費など給食に関する費用を支援することができる。」

● 学校給食法第9条（給食に関する経費の支援）

- ① 国家又は地方自治体は、保護者が負担する経費の全部又は一部を支援できる。
- ② 第1項の規定により保護者が負担する経費を支援する場合には、次の各号のいずれかに該当する学生を優先的に支援する。
 - － 学生又はその保護者が「国民基礎生活保障法」第2条による受給権者又はそのすぐ上の階層に属する学生、「一人親家族支援法」第5条の規定による保護対象者である学生
 - － 「島嶼僻地教育振興法」第2条の規定による島嶼僻地にある学校とそれに準ずる地域として大統領令で定める地域の学校に在学する学生
 - － 「農漁業の生活の質向上及び農漁村地域開発促進に関する特別法」第3条第4号による農漁村学校とそれに準ずる地域として大統領令で定める地域の学校に在学する学生
 - － その他教育監が必要だと認める学生



概要・実施状況	■ 食材の品質管理基準（農産物の場合） ● 学校給食法第10条第2項による食材の品質管理基準は学校給食法施行規則第4条1項（学校給食食材の品質管理基準等）[別表2] <改正2021.1.29.>の通り定められている。農産物に関しては以下のとおり定められている。 1. 環境にやさしい農漁業の育成及び有機食品等の管理・支援に関する法律第19条及び第34条により認証を受けた有機食品等及び無農薬農産物 2. 農水産物品質管理法第5条による標準規格品のうち農産物標準規格が「上」等級以上の農産物。ただし、標準規格が定められていない農産物は商品価値が“上”以上に該当するものを使用する。 3. 農水産物品質管理法第6条による優秀管理認証農産物 4. 農水産物品質管理法第24条による履歴追跡管理農産物 5. 農水産物品質管理法第32条により地理的表示の登録を受けた農産物である。コメは収穫年度から1年以内のものを使用する。 ■ 栄養士の配置 ● 第7条1項（2009年2月と2020年1月に改正）では「第6条の規定により学校給食のための施設と設備を備えた学校は、「小中等教育法」第21条第2項の規定による栄養士と「食品衛生法」第53条第1項による調理師を置く。ただし、第4条第1号による幼稚園に置く栄養士の配置基準などに関し必要な事項は大統領令で定める」と示している。なお、第7条2項では「教育監は学校給食に関する業務に専任させるために、その所属の下に学校給食に関する専門知識のある職員を置くことができる」と定めている。 ● 2021年12月28日に新設された第7条3項では「教育監は第7条1項で定めた栄養士の配置基準などともなう幼稚園の中で一定規模以下の幼稚園に対する給食管理を支援するために特別市・広域市・特別自治市・道及び特別自治道の教育庁または「地方教育自治に関する法律」第34条及び「済州特別自治道設置及び国際自由都市造成のための特別法」第80条にともなう教育支援庁に栄養士を置くことができる」として、第7条4項では第3項により栄養士が給食管理を支援する幼稚園の規模及び支援の範囲などに必要な事項は大統領令で定めるとなっている。
定量的・定性的効果 効果の測定・検証手法	—



【本項に関する出所】

1. 韓国学中央研究所「학교급식（學校給食）（学校給食）」『韓国民族文化大百科事典』 <https://encykorea.aks.ac.kr/Article/E0060774>。
2. 法制処「学校給食法」『国家法令情報センター』
<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%ED%95%99%EA%B5%90%EA%B8%89%EC%8B%9D%EB%B2%95>。

農村教育農場プログラム



施策・取組名	農村教育農場プログラム（농촌 교육 농장 프로그램）			
実施主体・機関	（主管）農林畜産食品部農村振興庁農村資源課(농림축산식품부, 농촌진흥청, 농촌자원과) 韓国農村教育農場協会 ((사)한국농촌교육농장협회)			
対象者	農家（教育の対象は小・中学校の生徒）			
施策の目的・タイプ	健康・栄養バランス		味覚	
	食品衛生・安全		調理技術	
	生産現場・流通の理解向上	○	生産現場体験	○
	食料自給率向上 （地産地消、国産国消を含む）		イベント開催	
	環境への配慮		その他	
	有機農産物・食品			
	食文化の保護・継承			
デジタルの取組のタイプ	オンライン中継		ゲーム	
	動画		その他	
	アプリ			

農村教育農場プログラム

概要



- 品質認証基準を満たした農場を認証し、小学校、中学校のカリキュラムと連携して農村体験教育プログラムを提供する取組。
2006年にモデル事業開始。
- 事業の目的
 - 学校教育の視点に立った教育サービスを提供できる農家を育成し、小中学校生徒の農村教育農場訪問につなげること
 - 品質が認証された農村教育農場を広報して農家経営の多角化と安定化を図ること
 - 農村地域の社会経済的活性化と教育に寄与すること
 - 農家が公益のために果たす社会的役割の普及啓発及び農家所得向上

実施主体

韓国農村教育農場協会

↓ 認証付与

農村教育農場

農場体験

施策の対象

小中学校の生徒

【農場の品質認証基準】

- 農村教育農場の5大品質要素である農業資源、教育運営者の能力、教育プログラムのレベル、教育環境、教育サービス及び品質認証指標を基準に、書類審査、専門家現場審査、審議委員会を経て最終的に選定
- 配点は：農業資源（20点）、教育運営者（25点）、教育プログラム（25点）教育環境（20点）、教育サービス（10点）、（再認証農家の教師養成課程教育 再履修加算点（4点））
- 品質要素のうちの教育プログラム（総点25点）の点数が合計して17.5点未満の場合、品質認証を受けられない。

取組の状況

認証取得農場：263か所
（2023年時点）



概要・実施状況

1. 施策の背景・目的

- 2006年にモデル事業開始。2006年から2017年までは農村振興庁が育成を担当し、621カ所の事業が誕生した。
- 2018年から自治体単位での育成が開始される。
- この事業では学校教育の視点に立った教育サービスを提供できる農家を育成し、定期的かつ持続的な農村教育農場訪問につなげる一方で、品質が認証された農村教育農場を広報して農家経営の多角化と安定化を図り、農村地域の社会経済的活性化と教育に寄与することを目的としている。また、農家が公益のために果たす社会的役割の普及啓発及び農家所得向上も目的に含まれている。

2. 施策の対象

- 学校の教育課程と連携した教育プログラムを提供している農家。
- 教育の対象は小・中学校の生徒。

3. 施策の概要・取り組み状況

- 農村教育農場とは小学校、中学校のカリキュラムと連携した農村体験教育プログラムを運営する農場のことである。
- 韓国農村教育農場協会が全国品質認証農村教育農場という制度を設け、毎年農場を認定している。品質認証を取得するためには韓国農村教育農場協会に加入しなければならない。
- 認証期間は3年、2023年現在、有効な品質認証を持つ農場は263カ所（2020年～2023年に認証を取得した農場の総数）となっている。
- 関連する法律・規則
 - 農村振興法、都市と農漁村間の交流促進に関する法律、青少年活動振興法、児童・青少年の性保護に関する法律



概要・実施状況	4. 農村教育農場としての品質認定基準 ■ 品質認証は農村教育農場の5大品質要素である農業資源、教育運営者の能力、教育プログラムのレベル、教育環境、教育サービスと下位28項目で構成された品質認証指標を基準に、書類審査、専門家現場審査、審議委員会を経て最終的に選定される。 ■ 配点は次の通り：農業資源（20点）、教育運営者（25点）、教育プログラム（25点）教育環境（20点）、教育サービス（10点）、（再認証農家の教師養成課程教育 再履修加算点（4点）） ■ 賠償責任保険加入、応急処置教育修了証、性犯罪及び児童虐待に関する犯罪戦争照会も必要とされている。指標の合計総点は104点であり、80点以上の農場のみ品質認証される。 ■ ただし、品質要素のうちの教育プログラム（総点25点）の点数が合計して17.5点未満の場合、品質認証を受けられない。 ■ 認証を取得した農家は認証マークを使用できる（右図。出所の「農村教育農場認定ガイドブック（2023年版）」25頁より転載）。 농촌교육농장
定量的・定性的効果 効果の測定・検証手法	—

【本項に関する出所】

1. 「農村教育農場認定ガイドブック（2023 농촌교육농장 품질인증 가이드북）」（2023年版）
http://happyfarm.or.kr/bbs/bbs/board.php?bo_table=notice&wr_id=135
2. 農村振興庁：
<https://www.nongsaro.go.kr/portal/ps/psz/psza/contentMain.ps?menuId=PS03965&pageIndex=1&pageSize=&pageUnit=&adstrd=41>

酪農体験観光事業



施策・取組名	酪農体験観光事業（낙농체험목장）			
実施主体・機関	酪農振興会（事業主管機関）			
対象者	全国民（特に将来の消費者層となる子どもやその家族）			
施策の目的・タイプ	健康・栄養バランス		味覚	
	食品衛生・安全		調理技術	
	生産現場・流通の理解向上	○	生産現場体験	○
	食料自給率向上 （地産地消、国産国消を含む）	○	イベント開催	
	環境への配慮		その他	
	有機農産物・食品			
	食文化の保護・継承			
デジタルの取組のタイプ	オンライン中継		ゲーム	
	動画		その他	
	アプリ			

酪農体験観光事業

概要



- 事業の目的：酪農の良さを広く国民に伝えるため、酪農に関する教育・広報現場として酪農農場を活用すること。
- 牛乳や酪農に対する消費者の認識の向上、国産乳製品に対する信頼と理解促進、酪農家の新たな所得源創出も目的に含む。

実施主体

酪農振興会

認証付与

酪農体験認証牧場

酪農農場体験

施策の対象

酪農に関心のある国民
(特に子どもやその家族)

取組の成果

【酪農牧場の申請資格】

- 畜産法による畜産業登録証を保有した環境にやさしい畜産農家
- 酪農体験運営施設を備えていること
- 体験運営を実施中の酪農牧場で「きれいな牧場」や「健康な牛乳」イメージを伝達できる環境と条件を備えていること
- 加要素：地方自治体と酪農関連団体で「きれいな牧場」及びこれに準ずる牧場選ばれた農家、HACCP 認証牧場、教育牧場・体験農場認証又は農村体験関連教育履修者、アニマルウェルフェア（動物福祉）認証牧場／等

- 酪農体験認証取得農場：36か所（2022年）
- 年間100万人以上が酪農を体験



概要・実施状況

1. 施策の背景・目的

- 酪農体験牧場は農林水産食品部（現：農林畜産食品部）が2004年から実施開始した酪農体験観光事業である¹。
- この事業は、酪農体験牧場を食生活教育支援法の「優秀農漁村食生活体験空間」に育て、国民に対する酪農教育・広報現場として活用することを目的とする。現場での体験と広報を通じた政府の畜産政策に対する国民の信頼構築及び酪農の重要性と社会的意義を啓発することが企図されている¹。
- 牛乳と酪農に対する消費者の認識の向上、国産乳製品に対する信頼と理解促進、酪農家の新たな所得源創出も目的に含まれている¹。
- 酪農家自ら「農家教師」として将来の消費者（特に幼児・小学生）に対する酪農教育機会を持つことで、酪農業の良さを広く伝え、酪農産業の安定的成長基盤醸成を図るものである¹。

2. 施策の対象

- 酪農に関心を持つ国民（特に将来の消費者層として期待される幼児・小学生とその家族）

3. 施策の概要・取り組み状況

3.1. 認証制度

- 事業に参加を希望する農家は、市・郡を通じて事業主管機関である酪農振興会に申請する²。
- 酪農振興会は申請牧場を対象に現場実態調査を行った後、「酪農体験認証牧場認証審議委員会」（2010年2月発足）での審議を経て酪農体験認証牧場を選定する²。
- 認証有効期限は3年。認証時に各種特典を提供（体験牧場運営のために必要な体験施設設置費及び環境改善費として牧場当たり最大1億5千万ウォン（3年据え置き7年均分償還）まで無利子融資を含む）²。



概要・実施状況	■ 認証時に酪農体験牧場認証書発給、酪農体験認証看板設置、酪農体験牧場教育プログラム提供、酪農体験牧場教育用教区提供、年2回補習教育提供などの特典が支援される²。 3.2. 認定基準² ■ 申請資格は畜産法による畜産業登録証を保有した環境にやさしい畜産農家で酪農体験運営施設を備え、体験運営を実施中の牧場で「きれいな牧場」や「健康な牛乳」イメージを伝達できる環境と条件を備えた酪農牧場を対象とする。 ■ 酪農体験認証牧場評価時、地方自治体と酪農関連団体で「きれいな牧場」及びこれに準ずる牧場に選ばれた農家と HACCP 認証牧場、教育牧場・体験農場認証又は農村体験関連教育履修者、アニマルウェルフェア（動物福祉）認証牧場などの場合、加点が与えられる。 ■ 酪農体験牧場の認証規定に以下のことが含まれる。 ● 飼育規模や飼育形態など牧場全般に関する報告 ● 訪問者のためのトイレ、洗面所の確保 ● 畜舎、家畜、牧場周辺を清潔に保つ ● 救急用品の備え付け及び周辺医療機関との連携体制の確立 ● 訪問者事故に備えた賠償保険義務加入施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険
定量的・定性的効果 効果の測定・検証手法	■ 2022年時点で有効な酪農体験認証を持って運営している牧場は全部で36か所で、年間100万人以上の消費者が牧場を訪れている。酪農体験牧場主訪問客の80%は幼稚園・小学生で占められている^{3、5}。

【本項に関する出所】

1. 酪農体験(낙농체험)、酪農振興会(낙농진흥회)、https://www.dairy.or.kr/kor/sub02/menu_04_1_1.html。
2. 2023年度酪農体験牧場新規認証申請案内（公告：https://www.dairy.or.kr/kor/sub01/menu_02.html?pmode=view&table_idx=21501）
3. 酪農振興会ニュース、https://www.dairy.or.kr/kor/sub01/menu_01.html?pmode=view&table_idx=21502。
4. 「来年の酪農体験観光事業大賞募集」『韓国農政新聞』<http://www.ikpnews.net/news/articleView.html?idxno=9716>。
5. 「昨年110万人の酪農体験牧場を巡って...コロナ以前の水準回復」『ライブファムニュース』：
<http://www.livesnews.com/news/article.html?no=37924>

都市農業プログラム



施策・取組名	都市農業（生活農業）プログラム (도시농업(생활농업) 프로그램)			
実施主体・機関	農林畜産食品部 (농림축산식품부)			
対象者	都市部住民			
施策の目的・タイプ	健康・栄養バランス		味覚	
	食品衛生・安全		調理技術	
	生産現場・流通の理解向上	○	生産現場体験	○
	食料自給率向上 (地産地消、国産国消を含む)		イベント開催	
	環境への配慮	○	その他	
	有機農産物・食品			
	食文化の保護・継承			
デジタルの取組のタイプ	オンライン中継		ゲーム	
	動画		その他	
	アプリ			

都市農業プログラム

概要



- 都市農業は、持続可能な農業の推進に関わる取り組みの一つ。
- 2013年度から5年ごとに都市農業育成総合計画を策定し推進。
- 都市農業は畑作り、学校菜園、室内庭園、屋上庭園として4つの分野に分けられる。

実施主体

農林畜産食品部

都市農園の整備

施策の対象

都市部住民

- 「都市農業育成総合計画」を策定
- 都市農業に関わる支援センターや専門人材養成機関等の教育機関を全国に設置

【第3次都市農業育成総合計画（2023～2027）の目標及び重点活動】

- 都市農業の参加者300万人、都市農業共同体1,000箇所の育成が目標
- 以下4点を重点に活動を推進
 - ① 炭素中立と生態系保全
 - ② スマートな都市農業
 - ③ 日常生活の中で都市農業の機会増大
 - ④ 共生と都市住民、農業者、企業との連携の拡大



概要・実施状況

1. 施策の背景・目的¹

- 持続可能な農業の推進に関わる取り組みの一つ。都市農業の育成及び支援に関する法律に基づいて、2013年度から5年ごとに都市農業育成総合計画を策定し推進している。
- 都市農業は畑作り、学校菜園、室内庭園、屋上庭園として4つの分野に分けられている（学校菜園プログラムについては後述）。

2. 施策の対象

- 都市部²住民

3. 施策の概要・取り組み状況

- 2022年は、都市菜園の面積は1,052haで参加者（一般市民）1,956千人（延べ人数）となっている。
- 都市農業の一部である室内栽培への関心増加により都市農業の面積と参加者は増加する見込み、現在は、都市農業の参加者300万人、都市農業共同体1,000箇所の育成を目指す「第3次都市農業育成・支援総合計画（2023~2027）」を実行中³。
- 主に都市住民、農家、企業が共生する体系を作る計画。第3次の目標達成のために以下4点を重点に活動を推進している。
 - ① 炭素中立と生態系保全
 - ② スマートな都市農業
 - ③ 日常生活の中で都市農業の機会増大
 - ④ 共生と都市住民、農業者、企業との連携の拡大
- 「日常生活における都市農業の普及」にはマンションやオフィスの屋上農業、学校の校庭を使った農業体験等の食育に関わる活動を含む。



概要・実施状況	■ 農林畜産食品部は都市農業に関わる支援センターや専門人材養成機関などの教育機関を全国に設置している。 ■ 都市農業支援センター55か所（民間29、自治体26）、専門人材養成機関は110か所（民間65、自治体45）設置されている。 ■ 都市農業管理士資格制度の導入 ● 制度施行の2017年9月以来、2022年までには9,373人の都市農業管理士を育成。 ● 都市農業管理士は資格取得後に、全国週末農場、都市農業公園などの管理人員、子ども・青少年対象学校の庭園運営講師、社会福祉施設の庭園管理及び園芸治療講師、都市農業支援センター教師等として働く専門家であり、国や地方自治体が実施する都市農業教育事業では、参加人員40人当たり都市農業管理士1人以上を配置することが必須となっている。 ■ 都市農業支援センターを中心とした技術普及支援、都市農業関連産業支援、持続的発展のためのインフラ構築、需要者オーダーメイド型教育運営、教育運営の質的管理強化と農業・農村との連携強化などを行っている。 ■ 農村振興庁はウェブサイトですべての都市農業で栽培できる品目等の情報提供を行っている⁴。
定量的・定性的効果 効果の測定・検証手法	—

【本項に関する出所】

1. 本施策については主に次の資料を参照。韓国農食品法人連合会（한국농식품법인연합회）ウェブサイト「第3次(2023~2027)都市農業育成5カ年計画」（제3차(2023~2027) 도시농업 육성 5개년 계획） http://www.aceo.or.kr/bbs/board.php?bo_table=05_04&wr_id=108&page=1。
2. 都市部の定義：人口と産業が密集しているか、密集が予想され、その地域に対して体系的な開発・整備・管理・保全などが必要な地域であり、「国土の計画及び利用に関する法律」により都市・郡管理計画で決定・告示された地域」を指す。「土地利用用語辞典（2019）121頁、<https://www.eum.go.kr/web/am/file/04.pdf>。
3. 「2027年までに都市農業者300万人、都市農業共同体1000か所育成（2027년까지 도시농업인 300만명, 도시농업공동체 1000개소 육성）」『フードニュース』2023年7月6日、<https://www.foodnews.co.kr/news/articleView.html?idxno=103360>。
4. 農村振興庁、<https://www.nongsaro.go.kr/portal/ps/psza/contentMain.ps?menuId=PS03172&sSeCode=335001>。

学校菜園プログラム



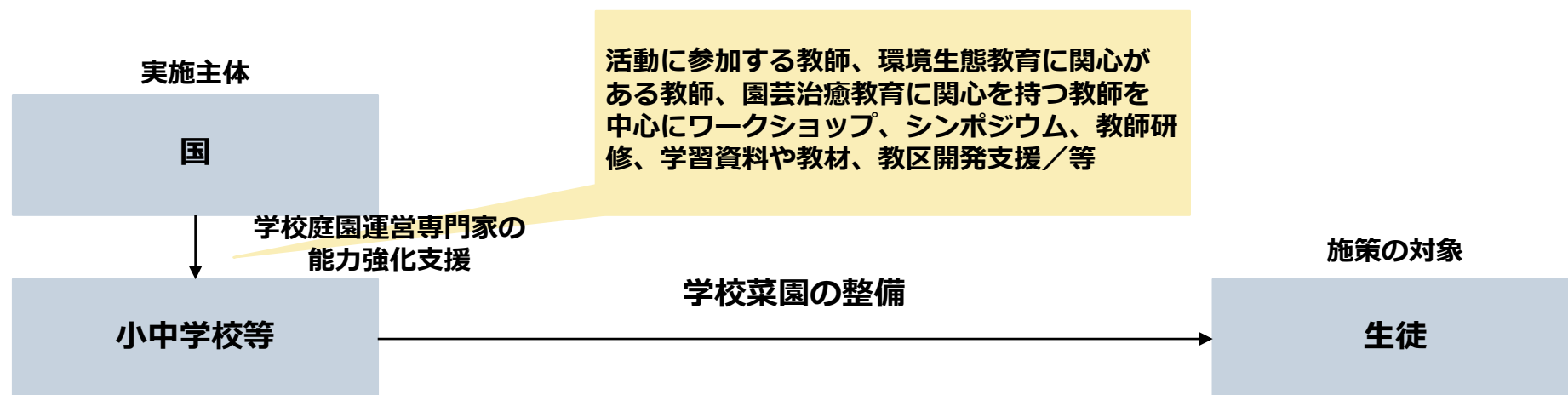
施策・取組名	学校菜園プログラム (학교텃밭 프로그램)			
実施主体・機関	農林畜産食品部農村振興庁（農業研究と技術普及を担当） 各学校・教育機関			
対象者	子ども（保育園、幼稚園、小中高生）			
施策の目的・タイプ	健康・栄養バランス	○	味覚	
	食品衛生・安全		調理技術	
	生産現場・流通の理解向上	○	生産現場体験	○
	食料自給率向上 （地産地消、国産国消を含む）		イベント開催	
	環境への配慮		その他	
	有機農産物・食品			
	食文化の保護・継承			
デジタルの取組のタイプ	オンライン中継		ゲーム	
	動画		その他	
	アプリ			

学校菜園プログラム

概要



- 生徒たちの学習と体験を目的に学校の土地や建築物等を活用した菜園を整備する取組。
- 事業の目的として、受験競争で心身のストレスを抱えた中高生のストレス解消と活力増進、情緒安定等、小学生の生物に関する学習効果及び農業・農村の社会公益的価値の普及啓発につながることが期待されている。



報告されている効果

- 参加生徒は野菜を好む傾向が強く、果物や野菜、ビタミンA・C、食物繊維の摂取量増に寄与。
- 子どもの偏食がなくなる。
- （ある地域では）菜園活動をした後はストレスやうつ病に影響を与えるコルチゾールレベルが低下。



概要・実施状況

1. 施策の背景・目的

- 都市農業の育成及び支援に関する法律第8条の都市農業の分類によれば、生徒たちの学習と体験を目的に学校の土地や建築物等を活用した都市農業を学校教育型都市農業と定義している。
- 農林畜産食品部の第1次都市農業育成5ヵ年（2013-2017）計画では、屋上菜園、箱庭菜園（상자텃밭）など校内体験空間造成費用及び学習プログラム、教育専門人材等を支援する学校教育用菜園事業を、2017年までに特別市・大都市圏の小学校数1,756校の約10%に相当する180校に拡大するとしていた。
- 学校菜園を実施することで、受験競争で心身のストレスを抱えた中高生のストレス解消と活力増進、情緒安定等の効果をもたらすことが期待されている。また、小学生に対しては直接作物を育てながら、生物に対する学習効果をもたらすだけでなく、農業・農村の社会公益的価値の普及啓発につながることも期待されている。

2. 施策の対象

- 保育園から高校まで全ての学校の生徒

3. 施策の概要・取り組み状況

- 学校の畑は学校ごとに名称が異なり得るが、運営主体やプログラム、内容、育てる作物が異なったとしても、基本的には学校の菜園として運用されている。
- 支援内容
 - 活動に参加する教師、環境生態教育に関心がある教師、園芸治療教育に関心を持つ教師を中心にワークショップ、シンポジウム、教師研修、学習資料や教材、教区開発支援を通じて、学校庭園運営専門家の能力強化支援を農村振興庁が行う。
 - 支援事業の場合、助成及びプログラム運営経費を含め、学校当たり0.5～2千万ウォン程度を支援
 - 教材・農業知識に関する資料提供（教科・学習活動、進路体験活動、食生活教育活動、サークル活動、週末農場等）



定量的・定性的効果 効果の測定・検証手法

- 農村振興庁はウェブサイトで学校菜園の機能として以下の情報を紹介している。
 - 学校菜園は肥満防止や栄養バランスの取れた食事に役立つ：参加生徒は野菜を好む傾向が強く、果物や野菜、ビタミンA・C、食物繊維の摂取量増に寄与する。
 - 子どもの偏食がなくなる。
 - 江原道首都精神保健センターと国立春川病院は、小・中・高校生22万人を対象に調査を実施。行動発達テストの過程で、10人に1人の生徒が自殺念慮、暴力、いじめなどのために精神科治療を必要としているという報告があったが、菜園活動をした後はストレスやうつ病に影響を与えるコルチゾールレベルが低下。

【本項に関する出所】

1. 以下、本施策については次のウェブサイトをもとに整理している。農村振興庁ウェブサイト「学校の菜園（都市農業、生活農業）プログラム」
<https://www.nongsaro.go.kr/portal/ps/psz/psza/contentMain.ps?menuId=PS00384>

農業ボードゲーム Palm Farm



施策・取組名	農業ボードゲームPalm Farm (농업 보드게임 팜팜)			
実施主体・機関	農村振興庁国立農業科学院			
対象者	進路探索期の中学1～2年生、農業関連の教育現場で教師や現場講師、農業に不慣れな人々、特に子どもや青少年			
施策の目的・タイプ	健康・栄養バランス		味覚	
	食品衛生・安全		調理技術	
	生産現場・流通の理解向上	○	生産現場体験	
	食料自給率向上 (地産地消、国産国消を含む)		イベント開催	
	環境への配慮		その他	
	有機農産物・食品			
	食文化の保護・継承			
デジタルの取組のタイプ	オンライン中継		ゲーム	
	動画		その他	
	アプリ			

農業ボードゲーム Palm Farm

概要



- 子どもや若者等に農業に関する知識や関心を持ってもらうことを目的にしたボードゲーム（ルールは基本的にモノポリーと同じ）。

実施主体

農村振興庁
国立農業科学院

ウェブサイト上でゲームを無料公開

施策の対象

農業を良く知らない
人々
(子ども・若者、教師等)

【ゲームを通じて学べる知識】

- 農業や食品産業に関する知識（生産や加工商品開発、教育農場運営等）
- 農薬許容物質リスト管理制度
- 病虫害管理
- 世界農業遺産等の農業関連制度
- 営農に関する伝統知識／等



(出所) 農村振興庁「退屈なインドア派、インドア派に
注目！ 私の手の小さな農業Palm Farm」
<https://m.blog.naver.com/rda2448/221944854697>



概要・実施状況

1. 施策の背景・目的

- 子どもや青少年にとってはあまり知られていない分野である農業を、ボードゲームという親しみやすい方法で紹介する事業である²。
- ゲームをしているうちに農産物の生産で加工商品開発、教育農場運営など農業を基盤とする多様な産業分野を間接的に経験し、農業政策と革新的技術についての知識を習得することで農業を親しみ、将来の機会分野であることに気づき 農業分野の進路設計とビジョンが確立されることを目標とする¹。

2. 施策の対象¹

- 進路探索期の中学1～2年生、農業関連の教育現場で教師や現場講師、農業に不慣れな人々、特に子どもや青少年。

3. 施策の概要・取り組み状況¹

- Palm Farm とは手のひらの中を意味するpalmと農業、農村を意味するfarmを合わせた造語である。遊び方は基本的にモノポリーボードゲームと同様。ボードゲーム上にある24種類の地域特産物を獲得し、既存のレシピチャート通り料理を作り、農場を融合・複合産業に成長させる間接体験をする中で、農業全般の基本的な知識を習得できるボードゲーム式ツールキット。
- ゲームをすることで、農業許容物質リスト管理制度、病虫害攻撃、世界農業遺産など農業関連制度、技術、伝統知識などを網羅した全30種の営農技術情報に触れることができる。
- 本ゲームは農業に接したい全ての人に無料で提供されており、特に、農業関連の教育現場で教師や現場講師が簡単に活用できるよう、すべてのツールはプリント可能なPDFファイルとして公開されているオープンツールキットである。



概要・実施状況	3. 施策の概要・取り組み状況 ■ ゲーム方法は以下通りである¹。 ● ゲーム時間は30分程度、最初から遊ぶ時間を決めておくことができる。ゲーム人数は4人以内としており、チームで2人ずつ8人までゲームすることも可能である。 ● ゲーム板を広げた後にチャンスカードを乗せて、駒をスタート地点に並べて置く。各プレイヤーは銀行から決められた額の紙幣を分けて受けとる。 ● 各プレイヤーの順番を決めてからサイコロを投げて、出てくる数字通りに駒を動かす。 ● 駒があるところの農作物のフードカード（例：キュウリ）を指定の金額で銀行から購入できる。ボードを一周し最初の出発地を通る度に、銀行から農村支援金が受け取れる。 ● 所有者のいるフードカードの場所に所有者以外の駒が止まったら、裏面にある「見学料金表」に書かれた料金を支払う。 ■ プレイヤー全員の所持金がなくなった時、勝者を決める方法は4つに分けられる²。 ① フード独占（レシピチャートにある材料が書かれたフードカードを集めて料理を完成させる方法） ② ライン独占（ボードの4つのラインのうち、一つのライン上にあるフードカード6枚を全部集める方法） ③ 教育農場独占（3か所のすべての農場を所有する） ④ 破産勝利（一人を除いてすべてのプレイヤーが破産した場合）
定量的・定性的効果 効果の測定・検証手法	—

【本項に関する出所】

1. 「農業ボードゲーム」『農業路（Nongsaro）』：<https://www.nongsaro.go.kr/portal/ps/psz/psza/contentMain.ps?menuId=PS65266>
2. 農村振興庁『退屈なインドア派、インドア派に注目！ 私の手の中の小さな農業Palm Farm』
<https://m.blog.naver.com/rda2448/221944854697>

農農マーケットプログラム



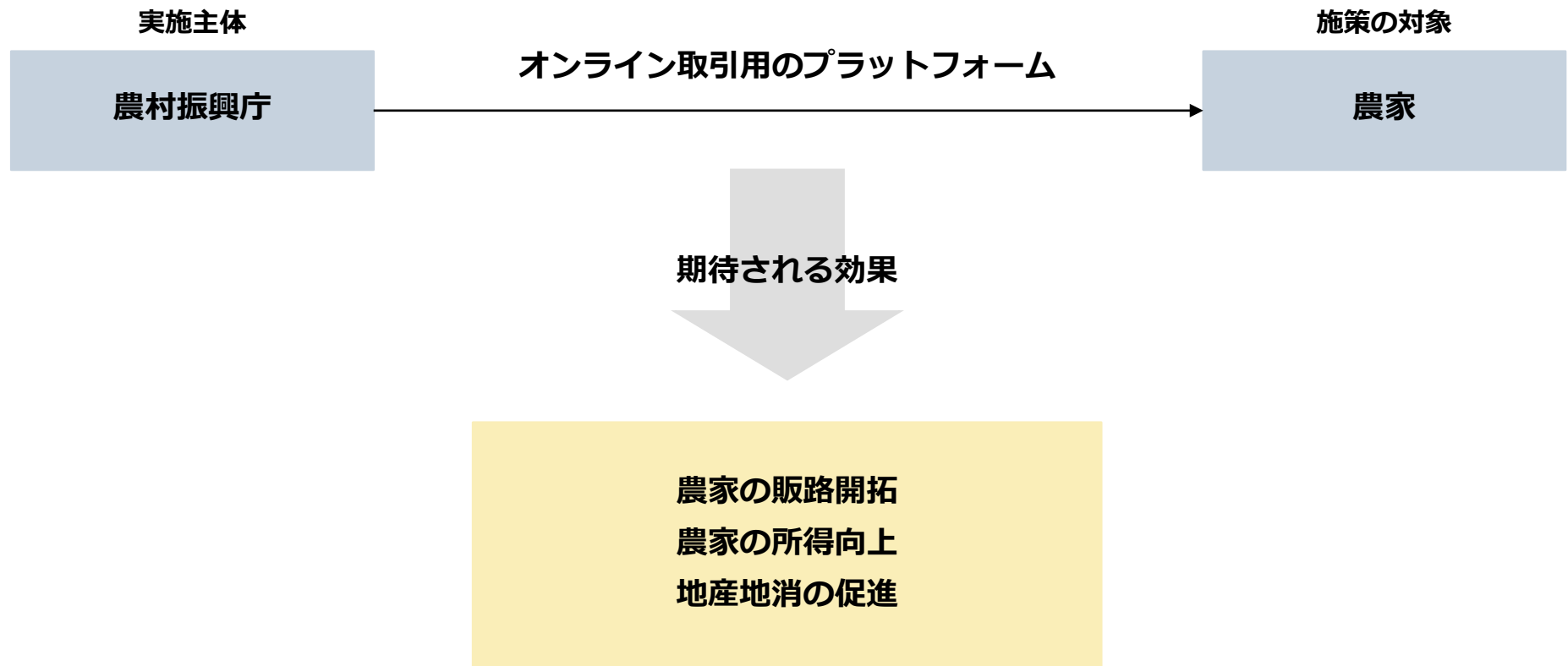
施策・取組名	農農マーケットプログラム（農場・商品広告管理システム） 농농 마켓 프로그램(농장·상품 광고 관리 시스템)			
実施主体・機関	農林畜産食品部農村振興庁（농림축산식품부, 농촌진흥청）			
対象者	販路開拓に苦勞している農家			
施策の目的・タイプ	健康・栄養バランス		味覚	
	食品衛生・安全		調理技術	
	生産現場・流通の理解向上		生産現場体験	
	食料自給率向上 （地産地消、国産国消を含む）	○	イベント開催	
	環境への配慮		その他	
	有機農産物・食品			
	食文化の保護・継承			
デジタルの取組のタイプ	オンライン中継		ゲーム	
	動画		その他	
	アプリ			

農農マーケットプログラム

概要



- 中間流通を経ずに農家と消費者をつなぐプラットフォーム兼地場食品の直売プログラム
- 販路開拓に苦しむ農家のプロモーション支援。農家の所得向上を支援し、消費者に農産物や加工食品などに関する情報提供及び購入機会を提供することが事業の目的。





概要・実施状況	1. 施策の背景・目的 ■ 中間流通を経ずに農家と消費者をつなぐプラットフォーム兼地場食品の直売プログラムで、地産地消推進活動に関連する仕組みの一つ。 ■ 生産者と消費者の直接な取引を通じて品質の良い農産物や加工食品をオンラインから購入できる。 ■ 販路開拓に苦しむ農家のプロモーション支援。農家の所得向上を支援し、消費者に農産物や加工食品などに関する情報提供及び購入機会を提供することが事業の目的。 2. 施策の対象 ■ 販路開拓に苦しむ農家 3. 施策の概要・取り組み状況 ■ 農村振興庁の農業路（Nongsaro）システム内にある農場、商品広報管理システム兼農農マーケットのウェブサイト会員登録をすれば、農家が自分の農場と商品の紹介とイメージを登録でき、広報・販売可能な仕組みになっている。 ■ ウェブサイトには、農産品の販売よりも、農場や事業所の紹介・情報提供の方が多く掲載されている。ウェブサイトで販売されるのは商品だけでなく、農場体験など各種体験イベントも含まれる。 ■ 農家自身が情報を埋めるため美しいデザインや派手なプロモーションにならないが、むしろ実直なページ構成になっていることを売りにしている。
定量的・定性的効果 効果の測定・検証手法	—

（出所）農農マーケット・ウェブサイト、<http://www.nongsaro.go.kr/portal/ps/psz/pszc/farmIntro.ps>；「今年の秋夕（チュソク）のお土産は、農農市場で見つけよう（올해 추석선물, 농농마켓에서 찾아 보자）」2021年9月、<https://rda.go.kr/webzine/2021/09/sub2-3.html>。

美味しい農家レストラン支援事業



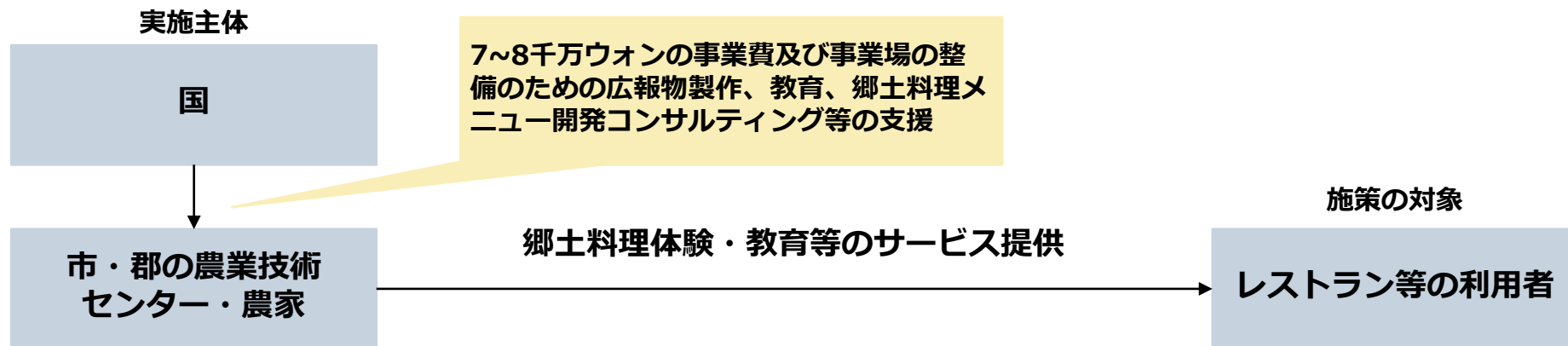
施策・取組名	美味しい農家レストラン（농가 맛집）プログラム			
実施主体・機関	市・郡の農業技術センター及び農家（実施主体） 農林畜産食品部農村振興庁（制度創設）			
対象者	レストラン等の利用者			
施策の目的・タイプ	健康・栄養バランス		味覚	
	食品衛生・安全		調理技術	○
	生産現場・流通の理解向上	○	生産現場体験	○
	食料自給率向上 （地産地消、国産国消を含む）	○	イベント開催	
	環境への配慮		その他	
	有機農産物・食品			
	食文化の保護・継承	○		
デジタルの取組のタイプ	オンライン中継		ゲーム	
	動画		その他	H P
	アプリ			

美味しい農家レストラン支援事業

概要



- 郷土料理資源化モデル事業として2007年に開始。地域農業と文化と連携した農村型小規模外食産業経営体の育成を目的とした6次産業化の取組。
- 郷土料理の商品化及び郷土料理体験・教育等のサービスを提供し、郷土料理専門人材の育成、伝統食文化継承及び普及も目指す。
- 選定された事業者には広報物製作、教育、郷土料理メニュー開発コンサルティング等の支援が提供される。



美味しいレストランの分類

- **外食型**：地域の食材を活用した郷土料理やストーリーを提供し、一般外食店のように料理を提供するサービス。常設及び予約制を通じて運営されており、専門的な接客サービスを提供。
- **外食+体験型**：郷土料理やストーリーを提供する外食接客サービスを提供するとともに、顧客の要望に応じて郷土料理体験サービスを予約制で提供。
- **体験型**：体験教育を通じて郷土料理文化を伝えるサービス。調理実習教育場としての役割を果たし、ほとんどが予約制で運営。



概要・実施状況

1. 施策の背景・目的

- 農村振興庁は2007年から郷土料理資源化モデル事業として「美味しい農家レストラン」の支援を開始した。地域農業と文化と連携した農村型小規模外食産業経営体の育成が目的。
- 自家栽培又は地域の食材を活用した郷土料理の商品化及び郷土料理体験・教育等のサービスを提供し、郷土料理専門人材の育成、伝統食文化継承及び普及を目的とする。
- 農村に存在する有形無形の資源をもとに農業と食品、特産品製造・加工（二次産業）及び流通・販売、文化、体験、観光、サービス（三次産業）等を連携させることで新たな付加価値を創出する6次産業化の取組でもあり、農村部の所得向上も目標の一つとなっている。

2. 施策の対象

- 郷土食発掘及び資源化への意志が強く、人的資源を保有している市・郡の農業技術センター（農業教育と技術普及を行なっている組織で、ソウル等の都市部では持続可能な都市及び都市文化づくりのための活動も担っている）と営農組合法人など農家側から2か所以上の共同参加者（外食業運営者と単一農家は申請不可）。

3. 施策の概要・取り組み状況

3.1. 施策の特徴

- 美味しい農家レストラン支援事業は農村振興庁で支援する農村型外食事業場であり、地場農産物を活用し、食を通じた観光活性化のための郷土料理支援事業に選ばれたところを指す。
- 「美味しい農家レストラン事業」は外食店と似ているが、自家栽培及び地場食材を活用した郷土料理メニュー提供という点で差別化される。また、公共的な性格（自家栽培または地域の食材を活用した郷土料理の商品化及び郷土料理体験・教育などのサービスを提供し、郷土料理専門人材の育成、伝統食文化継承及び拡散）を重視する）を有している。



概要・実施状況	3.2. 美味しい農家レストランの分類 ■ 美味しい農家レストランは郷土料理文化を伝える形によって3つのタイプに分類される。 ● 外食型：地域の食材を活用した郷土料理やストーリーを提供し、一般外食店のように料理を提供するサービス。常設及び予約制を通じて運営されており、専門的な接客サービスを提供。 ● 外食+体験型：郷土料理やストーリーを提供する外食接客サービスを提供するとともに、顧客の要望に応じて郷土料理体験サービスを予約制で提供する。 ● 体験型：体験教育を通じて郷土料理文化を伝えるサービス。調理実習教育場としての役割を果たし、ほとんどが予約制で運営されている。 3.3. 認定手続きと認定数 ■ 事業者の選定は管轄市郡農業技術センターが提示した申請書様式を提出後、書類審査及び現場審査を通じて選定され、選定された事業者には事業構築及び運営のための事業費が支援される。 ■ 現在は京畿、江原道、忠清道、全羅道、慶尚道、済州特別自治道やソウルなど特広域（特別市、広域市）にて83店が認定されている。 3.4. 国（農林畜産商品部）からの支援 ■ 選定された事業者には7~8千万ウォンの事業費及び事業場の整備のための広報物製作、教育、郷土料理メニュー開発コンサルティング等の支援が受けられる。
定量的・定性的効果 効果の測定・検証手法	—

【本項に関する出所】

本項は次の資料を参照。「美味しい農家レストラン」『農業路（Nongsaro）』
<https://www.nongsaro.go.kr/portal/ps/psz/psza/contentMain.ps?menuId=PS03968&pageUnit=8>；農林畜産食品部「6次産業創業マニュアル」（6차산업 창업 매뉴얼）美味しい農家レストラン、176-201頁、https://www.6차산업.com:448/sites/home/upload/works_manual_pdf06.pdf；美味しい農家レストランガイドブック(창업·운영 가이드북)；韓国料理愛ウェブサイト『創業知識・コラム』http://ilovekfood.com/kfood/job/board_view.asp?btype=Z24&idx=816146。